

1
第1 設問1

2
1 ①の搜索の適法性

3
(1) ①の搜索は，搜索令状なく行われている。もっとも，
4
甲は甲宅の玄関で通常逮捕されている。そこで，「逮
5
捕の現場」に基づく搜索として適法とならないか（刑事
6
訴訟法220条1項2号。以下，法令名は省略する。）。
7
甲宅のすべての部屋が「逮捕の現場」といえるかが問
8
題となる。

9
(2) 「逮捕の現場」において令状のない搜索が認められ
10
るのは，当該被疑事実に関連する証拠の存在する蓋
11
然性が認められるため，裁判官が令状審査をしなくて
12
も，捜査機関の権限濫用のおそれがないといえるから
13
である。そして，「逮捕の現場」とは同一管理権の範囲
14
内のことをいうと解する。

15
(3) 甲は，甲宅の玄関で逮捕されている。甲宅は甲の
16
管理権に服するので，「逮捕の現場」には甲宅のすべ
17
ての部屋が含まれるといえる。

18
(4) したがって，①の搜索は適法である。

19
2 ②の差押えの適法性

20
(1) Pは金庫の中を確認せずに差押えをしている。上述
21
したように甲宅は「逮捕の現場」なので差押えは可能
22
であるが（220条1項2号），被疑事実との関連性が

認められる「証拠物」「と史料するもの」でなければなら
ないため、その適法性が問題となる(222条1項, 99
条1項)。

(2) 被疑事実との関連性が認められない場合には差押
えは許されないのが原則である。しかし、被疑事実と
の関連性を確認しては証拠が隠滅されるおそれ
がある場合であって、被疑事実に関連する蓋然性が
認められる場合には、捜査の実効性を確保するため、
例外的に差押えが許されると解する。

(3) 本件ではPは、甲の様子を見て、甲が金庫内にライ
フル銃を隠していると考えているのであるから、金庫
内に事実Xに関連する物が存在する蓋然性が認めら
れる。もっとも、Pらが持参した工具で破壊できなくとも、
専門の業者を呼び、金庫を解錠した上でライフル銃の
存否を確認する余裕はあったはずであり、金庫ごと差
し押さえなければ、証拠が隠滅されるおそれがあると
までは言いがたい。

(4) したがって、②の差押えは違法である。

第2 設問2

1 裁判所は、③の請求に対し、どのような措置を取るべ
きか。

2 本件検察官調書について甲の弁護士Bがこれを不同

1	意とした場合には、Cに対する証人尋問を請求すること
2	を予定していたのであるから、316条の15第1項5号口
3	に該当する。
4	そして、本件検察官調書の証明力を判断するためには、Cの供述に変遷があるか否か、その供述内容が客観的事実に合致するかなどを慎重に判断する必要があり、そのためには、Cの供述が録取されている他の供述録取書があれば、その開示を受けてこれを検討することが極めて重要であったのであるから、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるもの」であり、その重要性からすれば関係者の名誉やプライバシーを考慮しても、開示が「相当と認められる」(同柱書)。
14	3 したがって、開示命令を出す措置を取るべきである。
15	以上
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	